

議案第15号

琴浦町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町後期高齢者医療に関する条例(平成20年琴浦町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 普通徴収(法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から <u>同月28日まで</u> 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで(ただし、閏年は29日まで) 2及び3 略	(普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 普通徴収(法第107条第1項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。 第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から <u>同月25日まで</u> 第7期 1月1日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで(ただし、閏年は29日まで) 2及び3 略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。